

広報担当者が知っておきたい法律マスターコース

プログラム内容

I. 広報活動と知的財産権

広報活動の中で使用される文章、写真、イラスト等に発生する著作権、商標権、意匠権等の知的財産権について、広報活動を行う上で、広報担当者が知っておくべき基礎的な知識を解説します。

- 1 著作権の基礎知識
- 2 商標権の基礎知識
- 3 意匠権の基礎知識

II 広報活動と権利侵害

- 1 広報活動と著作権侵害
- 2 広報活動と商標権侵害
- 3 広報活動と意匠権侵害
- 4 広報活動とプライバシー権侵害
- 5 広報活動と肖像権侵害
- 6 広報活動とパブリシティ権侵害
- 7 広報活動と名誉毀損・信用毀損

III 広報活動に対する法律規制

- 1 広報活動と個人情報保護法
- 2 広報活動と不正競争防止法
- 3 広告活動と景品表示法
- 4 広報活動と下請法
- 5 広報活動と特定商取引に関する法律
- 6 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

IV 広報活動とコンプライアンス

- 1 コンプライアンスとは
- 2 不祥事が生じた場合の対処
- 3 不祥事が生じた場合の広報の失敗事例

V 広報活動とインターネット

- 1 5ちゃんねる
- 2 Twitter
- 3 その他SNS (Facebook、Instagram等)
- 4 レビューサイトに投稿されている口コミ

左記プログラムは都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

講師プロフィール

平成17年3月 立教大学法学部 卒業
平成19年3月 中央大学法科大学院 修了
平成19年11月 司法研修所入所（司法修習期：新61期）
平成21年1月 さいたま地方裁判所判事補
平成22年3月 判事補退官
平成22年11月 第一中央法律事務所入所（第二東京弁護士会）
平成26年11月 弁護士法人ほくと総合法律事務所入所
平成30年1月 赤坂総合法律事務所で独立
主要取扱業務としては、民事訴訟、倒産・事業再生分野、企業法務全般、市民法務全般

赤坂総合法律事務所 弁護士 い だ だいすけ 井田 大輔 氏

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。